

雇用保険法改正のお知らせ

～雇用保険被保険者の皆様へ～

①雇用保険の受給資格要件が変わります

- これまでの週所定労働時間による被保険者区分（短時間労働者以外の一般被保険者・短時間被保険者）をなくし、雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化します。
- 原則として平成19年10月1日以降に離職される方が対象となります。

【旧】 短時間労働者以外の一般被保険者
 → 6月（各月14日以上）の被保険者期間が必要
 短時間労働者被保険者（週所定労働時間20～30時間）
 → 12月（各月11日以上）の被保険者期間が必要

【新】 雇用保険の基本手当を受給するためには、
 週所定労働時間の長短にかかわらず、原則、
 12月（各月11日以上）の被保険者期間が必要
 ※倒産・解雇等により離職された方は6月（各月11日以上）が必要。

②育児休業給付の給付率が50%に上がります

- 給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げます。
- 平成19年4月1日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象となります。

【旧】 休業期間中30%+職場復帰後6ヶ月10%

【新】 休業期間中30%+職場復帰後6ヶ月20%

※育児休業給付の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間から除外されます（平成19年10月1日以降に育児休業を開始された方に適用）。

③教育訓練給付の要件・内容が変わります

- 本来は『3年以上』の被保険者期間が必要である受給要件を、当分の間、初回に限り『1年以上』に緩和します。
- また、これまで被保険者期間によって異なっていた給付率及び上限額を一本化します。
- いずれの措置も、平成19年10月1日以降に指定講座受講を開始された方が対象となります。

【旧】 被保険者期間3年以上5年未満 20%（上限10万円）
 被保険者期間5年以上 40%（上限20万円）

【新】 被保険者期間3年以上 20%（上限10万円）
 （初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能）

④特例一時金の給付水準が変わります（平成19年10月1日以降）

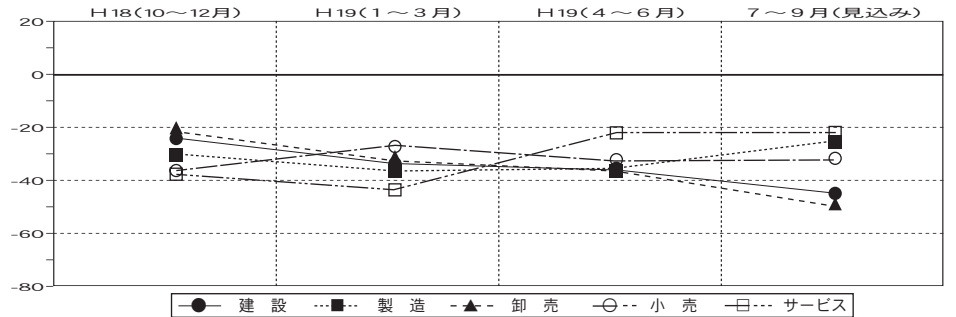
- 季節労働者などに支給される特例一時金の給付水準が、基本手当日額の30日分（当分の間は40日分）となります。

詳しくは新潟公共職業安定所（0250-22-2233）にお問い合わせ下さい。
 雇用保険法の改正の概要は下記をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken05/>

1. 景気動向（DI値による判断）

	建設業		製造業		卸売業		小売業		サービス業		全体	
	4～6月 今期	7～9月 見通し	4～6月 今期	7～9月 見通し	4～6月 今期	7～9月 見通し	4～6月 今期	7～9月 見通し	4～6月 今期	7～9月 見通し	4～6月 今期	7～9月 見通し
売上高	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁
仕入単価	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁
採算	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁
資金繰り	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁
従業員数	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁
業界の動向	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁

推移グラフ（採算）



DI値

好転したとする企業から悪化したとする企業割合を差し引いた値

DI値	50 ≤ DI < 25	25 ≤ DI < 0	0 ≤ DI < 25	25 ≤ DI < 0	DI < -25
	とくに順調	順調	変わらず	悪化	きわめて悪化

新潟地域の景気動向について
 前回調査（1～3月期）と比べると、全業種のDI値（採算）は前回調査比-2.2ポイントの▲33.3であった。7～9月期の見込みについては全ての業種ともほぼ横這い状態との予測となっている。全業種とも依然として低調な状態が続いている。設備投資はOA機器の導入が多かった。経営上の問題は、①需要の停滞（18件）、②経費増加（13件）③ニーズの変化（8件）の順に多かった。
 ※各項目の数値が入った集計表は当所ホームページ（<http://www.niitsu.or.jp/>）に掲載しています。
 会員事業所で本資料が必要な方は、お手数ですが当所窓口へ電話連絡の上お越し下さい。

②利用出来る方

- ・ 複式簿記のため青色申告特別控除65万円が適用されます。（所得税・市民税の節税になります）
- ・ 経理事務が軽減される
- ・ 業活動の向上が図れます。
- ・ 決算・申告（所得税、消費税）・年末調整事務が大幅に軽減されます。
- ・ ③代行手数料
 ・ 当所手数料規約により
 ・ 事業所得300万円以下の方
 ・ 税理士関与以外の方
- ・ 5人以下の個人の規模事業者
- ・ 新規地域で事業経営をしている従業員20人以下（商業、サービス業）の個人の小規模事業者
- ・ 事業所得300万円以下の方
- ・ 税理士関与以外の方
- ・ ③代行手数料
 ・ 当所手数料規約により
 ・ 事業所得300万円以下の方
- ・ 5人以下の個人の規模事業者
- ・ 新規地域で事業経営をしている従業員20人以下（商業、サービス業）の個人の小規模事業者

新潟地区中小企業景況調査 平成19年（4月～6月）

初心者もOK！
 帳簿のつけ方説明します。

個人事業者の方に対して、現金出納帳や経費帳など帳簿のつけ方から、決算・申告の仕方まで継

初心者もOK！ コンピュータ記帳代行のお勧め

コンピュータ記帳代行とは、当所の記帳担当職員が事業所に代わりコンピュータを使って経理事務を行うものです。

①メリット
 ・ 経理事務が軽減される
 ・ 業活動の向上が図れます。
 ・ 決算・申告（所得税、消費税）・年末調整事務が大幅に軽減されます。

②利用出来る方
 ・ 複式簿記のため青色申告特別控除65万円が適用されます。（所得税・市民税の節税になります）

③代行手数料
 ・ 当所手数料規約により
 ・ 事業所得300万円以下の方
 ・ 税理士関与以外の方

④特例一時金の給付水準が変わります（平成19年10月1日以降）
 ・ 季節労働者などに支給される特例一時金の給付水準が、基本手当日額の30日分（当分の間は40日分）となります。

【セカンドキャリア支援講習のご案内】
新たなキャリアを見直して見ませんか
 ◇講習内容
 今後の人生設計（セカンドライフプラン、セカンドキャリアプランの作成）を考える。
 生きがいや健康そして年金や社会保険制度を含めた経済について。
 ※45歳以上60歳未満の在職者が対象。
 ◇セミナー日程
 第1回 9月7日（金）・8日（土）
 第2回 10月12日（金）・13日（土）
 時間 両日とも9：00～16：00
 場所 支援センター研修室
 ◇詳細・申し込みは
 社団法人 新潟県雇用開発協会
 新潟高齢期雇用就業支援センター
 〒950-0087 新潟市中央区東大通1-1-1
 三越・プラザ共同ビル6階
 TEL:025-249-4560 FAX:025-249-5049

経営革新塾 事前セミナー
 10月の経営革新塾の開催に先立って、経営環境変化の問題と課題を把握し対応することで本業の強化や新たな事業機会を創出するきっかけづくりとなるよう経営革新塾の説明を兼ねたセミナーを開催します。
 ◆日時：9月19日（水）
 19：00～20：30
 ◆場所：商工会議所
 ◆受講料：無料
 ◆講師：ジャイロ総合コンサルティング株式会社 代表取締役 大木ヒロシ氏
 ◆お申込、お問い合わせは新潟商工会議所

検定試験のご案内
 第117回簿記検定試験
 平成19年11月18日（日）
 実施 13級9：00
 12級13：30
 11級17：00
 受付 24級13：30
 9/28（金）～10/19（金）
 ※福祉住環境・環境社会検定のお問い合わせ先
 東京商工会議所 検定センター
 〒103-8589 東京都中央区新富1-1-7
 電話 03-5561-1111
 第19回福祉住環境
 コーディネーター検定試験
 平成19年11月25日（日）
 受付 9/11（火）～10/12（金）
 10/2（火）～11/2（金）
 11/16（日）

新大型保障プラン
 定期保険 + 普通傷害保険
 アクサ生命保険株式会社
 アクサダイレクト
 アクサ損害保険株式会社
アクサ生命保険株式会社 新潟営業所
 〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町3-1-7
 TEL.0250-24-9814 FAX.0250-24-9816

にち ゆう
日佑電子株式会社
 本社工場 新潟市秋葉区朝日78 ☎0250-22-2111
 新潟工場 新潟市秋葉区川口580-8 ☎0250-23-5121
 味方工場 新潟市南区西白根字千日上63 ☎025-372-4811

花とみどりと
 石油の里
新潟観光協会
 956-0864
 新潟市秋葉区新津本町3-1-7（新潟商工会議所内）
 TEL・FAX (24)3777
<http://www.niitsu.or.jp/~n-kankou/>